

就職氷河期世代の方々への支援

1990年代～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代を就職氷河期世代と呼び、希望する就職ができず「不本意ながら不安定な仕事に就いている」、「無業の状態にある」、「社会参加に向けた支援を必要とする」など、様々な課題に直面している方が多数います。

就職氷河期世代の方々を対象とした、または就職氷河期世代の方々を含む求職者・事業主向けの支援についてぜひご活用ください。

1 求職者向け支援

支援対象者	事業名等	事業の内容	問い合わせ先		ホームページ
1 不安定な就労状態にある方 «主な対象者» ・不本意ながら非正規雇用で働く方 ・就職活動中の方 等 	① ●相談窓口● ミドルエールコーナー 【MAXふくしま5階】	・専門の担当者が就職活動から定着まで支援する。 ・35～59歳の求職者を対象とした就職支援セミナーや企業説明会を開催するほか、心理カウンセリングや職業適性検査の実施など自己分析支援も行う。	福島わかものハローワーク	024-529-6626	
	② 求職者支援訓練 (ハロートレーニング)	ハローワークで求職申し込みをしている場合、就職に必要な知識や技能を無料で習得することができる。	ハローワーク福島	024-534-4121	
	③ ●相談窓口● ふるさと福島就職情報センター (ジョブカフェふくしま) 【コラッセふくしま2階】	・相談員が個別就職相談のほか、求人、企業情報の提供を行う。 ・就職氷河期世代をはじめ、就労に困難を抱えている方向けの各種セミナーや合同企業面接会・個別相談会を実施する。	福島県雇用労政課	024-521-7290	
2 長期にわたり無業の状態にある方 «主な対象者» 就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」等の理由で就職活動に至っていない方 等 ※②～⑤は生活困窮者対象 	① 地域若者サポートステーション	15～49歳までの働くことに悩みを抱えている方に対し、無料相談や就職に役立つ講座、職場体験を行い、職場定着までを全面的にバックアップする。	福島県北・相双地域若者サポートステーション	024-563-6222	
	② ●相談窓口● 福島市・ハローワーク 一体的事業窓口	生活福祉課に所属した生活保護受給者等のうち就労支援が必要な方に対し、市窓口で常駐する就職支援ナビゲーター(ハローワーク職員)による個別支援を行う。	福島市生活福祉課	024-525-3725	
	③ 自立相談支援事業	相談員が課題を一緒に解決するために、公的制度やサービスを活用しながら、自立に向けたサポートを行う。	福島市生活福祉課	024-525-3725	
	④ 住居確保給付金	離職等の理由により、住居を失うおそれがある方に対して、求職活動を行うこと等を条件に一定期間家賃相当額を支給する。	福島市生活福祉課	024-525-3725	
	⑤ 家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える方に対し、相談内容に応じて家計の状況を明らかにしたうえで、収入や支出その他の状況を的確に把握し、家計の改善の意欲を高めるとともに、自ら家計の管理ができるよう支援する。	福島市生活福祉課	024-525-3725	
3 社会参加に向けた支援を必要とする方 «主な対象者» ・何年も自宅に閉じこもっていてかわり方がわからない方 ・社会復帰を目指したいがどうしたらよいかわからない方 等 ※③は生活困窮者対象	① 引きこもり相談支援センター	社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有するひきこもり相談支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関と連携して支援を行う。	福島県ひきこもり相談支援センター	024-955-6203	
	② 包括的支援体制整備事業	複雑・複合的な課題や問題を抱えている方の相談を受け、関係機関が連携して支援を行う。	福島市共生社会推進課	024-572-3948	
	③ 就労準備支援事業	直ちに就労することが難しい方に対し、一般就労に向けた日常生活・社会自立・就労自立のための支援を無料で行う。	福島市生活福祉課	024-525-3725	

2 事業主向け支援

事業名	事業内容	問い合わせ先		ホームページ
① トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	安定的な就職が困難な求職者を一定期間(原則3ヶ月)試行雇用する場合に支給を受けることができる。 ・対象労働者 ①2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ②離職している期間が1年超の者 ③育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ④60歳未満の者でハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている者 ⑤特別の配慮を要する者(生活保護受給者等) ・支給額 月額4万円	ハローワーク 福島	024-534-4121	
② 特定求職者雇用開発助成金 (中高年層安定雇用支援コース)	正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方(非正規雇用労働者である方も含む)を、正社員として雇い入れる場合に支給を受けることができる。 ・対象労働者 ①雇入れの日において、35歳から60歳未満の者 ②雇入れ日前日から起算して過去5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者 ③雇入れ日前日から起算して過去1年間正社員として雇用されていない者 ④ハローワークなどの紹介の時点で安定した職業についておらずハローワークなどで個別支援等の就労に向けた支援を受けている者 ⑤正規雇用労働者として雇用されることを希望している者 ・支給額 対象労働者1人あたり計 60(50)万円 ※6か月定着後：30(25)万円 ※1年定着後：30(25)万円 ※括弧内は中小企業以外	ハローワーク 福島	024-534-4121	
③ 人材開発支援助成金 (人材育成支援コース有期実習型訓練)	有期契約(非正規雇用)労働者を正社員に転換することを目的として、雇成型訓練(有期実習型訓練)を実施する場合に訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について支給を受けることができる。 ・対象労働者 ①訓練の終了日または支給申請日に雇用保険被保険者であること ②従来から雇用されている有期契約労働者等または新たに雇い入れられた有期契約労働者等であること ③原則として、訓練実施分野において、キャリアコンサルティングが行われた日前の過去5年以内におおむね3年以上通算して正規雇用(自営や役員など、労働者以外での就労を含む)されたことがない者であること ・支給額 ①経費助成:実費の75%(上限あり) ②賃金助成:800円(400円) ③OJT実施助成:1人1コースあたり10万円(9万円) ※括弧内は中小企業以外 ※②は1人1時間あたりの額	ハローワーク 福島	024-534-4121	
④ キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	企業内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換等させた場合に支給を受けることができる。 ・対象労働者 ①雇入れから3年以上の有期雇用労働者 ②雇入れから3年未満で、過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない有期雇用労働者 ③正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等でないこと など ・支給額 対象労働者1人あたり ①有期→正規:80万円(60万円) ②無期→正規:40万円(30万円) ※括弧内は中小企業以外	ハローワーク 福島	024-534-4121	

福島市就職応援ポータルサイト



発行 福島市産業雇用政策課 024-515-7746